

【所属・役職】

【氏名】 様

全国社会福祉法人経営者協議会 会 長 磯 彰 格  
●●都道府県社会福祉法人経営者協議会 会 長 ● ● ● ●

## 令和 3 年度介護・障害福祉報酬改定に対する要望

令和 3 年度の介護、障害福祉サービスの報酬改定は、ウイズコロナ時代において福祉サービスを維持・継続していくうえで、極めて重要な改定です。

このような状況にもかかわらず、財政制度等審議会においては、介護サービス施設・事業所の経営状況からは、プラス改定をすべき事情は見出せないとの見解などを示したことは、現場の経営実態とは乖離したものであり、看過できるものではありません。

来年度の介護、障害福祉サービスの報酬改定について、以下のとおり要望します。

### 1. 経営基盤の強化と感染症対策を継続するための報酬単価の引き上げ

- 令和 2 年度経営実態調査の結果、特別養護老人ホームの収支差率は「1.6%」、平成 30 年度(+0.54%)と令和元年度(+2.13%)の報酬改定を経ても、平成 29 年度の収支差率 1.6%からは、人件費率の上昇等により収支は改善されていない。
- コロナ禍以前から、特別養護老人ホームの 34.9%が赤字(平成 30 年度)、そのうち 7 割が平成 29 年度から赤字が継続、コロナ禍により経営状況はさらに悪化。
- 障害福祉サービスを経営する社会福祉法人においても、平成 30 年改定後も約 3 割が赤字、コロナ禍により経営状況はさらに悪化。
- 内部留保の判断基準となった社会福祉充実残額を有する法人は 1 割未満。

### 2. 介護・福祉人材の確保に資する処遇改善施策の拡充と弾力化

- 介護人材の有効求人倍率(3.82)は全職業(0.95)の 4 倍であり、依然として高い。
- 介護職員の賃金水準についても、累次の処遇改善により、全産業平均との差は縮まりつつあるが依然として月額 8.5 万円の差があり、更なる処遇改善が必要。
- 介護、障害福祉サービスともに、社会福祉法人の処遇改善加算の算定率は民間営利企業に比して極めて高く、賃金改善が着実に図られている。
- 一方、対象職種以外への配分や賃金バランスを確保するため 7 割以上で独自の賃金改善を実施しており、介護、障害、子ども・子育て支援等の処遇改善施策の一元化に向けて処遇改善加算の配分ルールの変更弾力化が必要。